

## 警察施設外相談場所及び一時宿泊施設借上制度の運用要領

### 1 目的

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、被害が公になることを恐れるなど、警察施設への来訪をためらう場合がある。また、自宅等で犯罪被害に遭った犯罪被害者等がそのまま自宅で生活を続けることは、精神的に大きな負担がかかる場合がある。

このような場合に、警察施設以外で被害者支援や事情聴取等ができる場所（以下「相談場所」という。）や転居先等が決定するまでの間の一時的な宿泊施設（以下「一時宿泊施設」という。）を公費で借り上げ、犯罪被害者等に対応することで、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図り、適切な被害者支援を推進することを目的とする。

### 2 相談場所借上制度

#### (1) 支出対象事件

広島県警察被害者支援員制度の制定について（平成11年8月10日付け広警務第807号例規通達）で示す被害者支援対象事件のうち、警察署長が警察施設外での対応が必要と認めたもの。

#### (2) 対象者

被害者支援や事情聴取等が必要な犯罪被害者等

#### (3) 借上対象の施設

利用料金の後日払いが可能な相談場所がある民間施設及び公共施設

### 3 一時宿泊施設借上制度

#### (1) 支出対象事件

次に掲げる事件で、警察署長が一時宿泊施設の借上が必要と認めたもの。

- ア 殺人事件（未遂を含む。）
- イ 強盗致死傷事件（未遂を含む。）
- ウ 強盗・強姦等事件及び強盗・強姦等致死事件（未遂を含む。）
- エ 強姦等事件（未遂を含む。）
- オ 強姦わいせつ事件（未遂を含む。）
- カ 準強姦わいせつ及び準強姦等事件（未遂を含む。）
- キ 強姦わいせつ等致死傷事件
- ク 逮捕等致死傷事件
- ケ 傷害致死事件
- コ 現住建造物等放火事件

#### (2) 対象者

自宅が犯罪行為の現場となった犯罪被害者等で、次に掲げた場合に該当し、かつ自ら公的施設、親戚、知人宅等の一時宿泊場所を確保することが困難であると認められる者

ア 当該犯罪行為に起因する自宅の破壊、汚損などにより、犯罪被害者等が当該自

宅に居住することが困難な状況にある場合

イ 犯罪被害者等が当該自宅に引き続き居住することで精神的な二次的被害を受けるおそれが高く、転居を必要としている場合

ウ 社会的反響が大きい事件で、過熱報道により犯罪被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、当該犯罪被害者等が精神的な二次的被害を受けるおそれが高い場合

(3) 借上対象の施設

利用料金の後日払いが可能な宿泊施設

(4) 借上期間

自宅の修繕、特殊清掃が終了する、又は転居先を確保するまでの必要最低限の期間

(5) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は、公費の支出を行わないこととする。

ア 犯罪被害者等が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している、又は属していたと認められる場合

イ 犯罪被害者等が公費支出を希望しない場合

ウ その他公費を支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

(6) 公費支出の特例

前記(1)から(5)に規定する場合以外であっても、事案概要、犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、警察署長、警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）及び総務部会計課長が協議の上、被害者支援上必要があると認めた場合は、前記の規定にかかわらず支出することができるものとする。

4 公費支出の内容

施設使用料の実費（消費税を含む。）とし、飲食費等は対象としない。ただし、宿泊費用に食事代が含まれ、これを経費として分離できない場合は、この限りでない。

5 制度の教示

対象犯罪を認知した際は、支出除外事由を検討し、犯罪被害者等に教示すること。制度の教示に当たっては、犯罪被害者等に対し、本制度の趣旨、宿泊費以外の費用等は自己負担となる旨を説明し、理解を得ること。

6 支出の決定・手続等

(1) 各所属の被害者支援を担当する職員は、公費支出する必要があると認めた場合、各制度に基づく要件等を確認し、適切な施設を選定し、警察施設外相談場所及び一時宿泊施設借上上申書（様式第1号、以下「上申書」という。）により警察署長に上申する。

(2) 警察署長は、事案の概要、施設の借上を必要とする理由を検討し、借上が必要と判断した場合は、見積書等により所要額を積算し、総務部会計課長へ報告するとともに、支出の要否を決定するものとする。また、上申書及び当該見積書等の写しを警務部警察安全相談課被害者支援室へ送付するなどし、報告するものとする。

なお、疑義がある場合は、警察安全相談課長と協議すること。

- (3) 一時宿泊施設の利用料については、既に犯罪被害者等が支払っている場合であっても、宿泊施設が発行する明細書等で宿泊施設利用料が明らかな時は、犯罪被害者等からの請求により公費支出することができるものとする。
- (4) 支出手続について、警察署長は、犯罪被害者等又は施設関係者から請求書（様式第2号）を徴収し、犯罪被害者等又は施設関係者が指定する金融機関の口座へ振替により行うものとし、その口座番号等については、預貯金通帳等により誤りがないことを確認すること。

## 7 留意事項

- (1) 施設の選定に当たっては、犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう十分に配慮すること。
- (2) 施設の使用に当たっては、犯罪被害者等に応じて具体的指示を行うなど、犯罪被害者等の安全に十分配慮すること。
- (3) 一時宿泊施設借上制度は、一時的な措置であり、生活支援ではないことに留意し、县市町の関係機関と連携し、速やかに公営住宅等への入居を働きかけること。
- (4) 本制度の趣旨を鑑み、犯罪被害者等の氏名、利用施設の名称、場所等の保秘を徹底すること。
- (5) 各警察署は、管内の借上対象施設の把握に努めること。
- (6) 上申書の保存期間は、5年度とする。

様式省略